



平成30年11月20日
海上保安庁

年末年始特別警戒及び安全指導を実施します！

海上保安庁では、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保のため、平成30年12月10日から平成31年1月10日までの間、年末年始特別警戒及び安全指導を実施します。各地では旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルの警戒や、事業者等に安全運航の指導を実施する等、安全確保に向けた取組みを実施することとしています。

海上保安庁では、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保のため、毎年、旅客船、カーフェリー等の乗客を輸送する船舶を重点対象として、船内及び旅客ターミナルにおける警戒を実施するとともに、事業者等に対する各種指導等を、国土交通省が実施する年末年始の輸送等に関する安全総点検に併せて実施しています。

今年度は以下の取組みを実施し、ソフトターゲット等に対するテロ及び犯罪の未然防止、船舶交通の安全確保に努めます。

1 実施する取組み

(1) 特別警戒

テロ及び犯罪の未然防止を図るため、旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象とした警戒を万全の体制で実施するほか、事業者等に対して不審物・不審者への警戒を呼びかけるとともに、不審事象の認知時及び事件・事故の発生時における海上保安庁への通報体制の確保及び通報の徹底について指導を行います。

(2) 安全指導

海難の発生原因として、操船者の見張り不十分や操船不適切といった基本的な安全意識の欠如が目立つ現状を踏まえ、事業者等に対する安全運航の徹底指導を行うとともに、乗船者の海中転落事故防止対策の指導を行います。

2 その他

この年末年始特別警戒及び安全指導に併せ、出動式を予定している海上保安部等があります。実施日時等の詳細については、各管区海上保安本部にお問い合わせ下さい。

【添付資料】 年末年始特別警戒及び安全指導について

年末年始特別警戒及び安全指導について

1 実施期間

平成30年12月10日（月）～平成30年1月10日（木）

【重点期間】平成30年12月21日（金）～平成31年1月4日（金）

2 重点対象

- (1) 旅客船
- (2) カーフェリー
- (3) 遊漁船
- (4) 海上タクシー等
- (5) 旅客ターミナル

3 重点指導・警戒事項

(1) 指導事項

- ア 不審事象の認知時及び事件・事故発生時における当庁への通報体制の確保及び通報の徹底
- イ 不審物・不審者への警戒の徹底
- ウ 安全運航の徹底
- エ 乗船者の海中転落事故防止対策の徹底

(2) 警戒事項

- ア 船内における暴力、窃盗等の犯罪の未然防止を徹底
- イ 旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象としたテロ警戒の徹底